

内閣府

令和5年度税制改正要望結果



令和4年12月



令和5年度 税制改正に関する 内閣府・主要望のポイント

地方創生に関する施策の推進

- ◆ **国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の拡充及び延長 ☆ (所得税、法人税、登録免許税)**
 - 国家戦略特別区域において、都市再生による国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、民間都市再生事業を定めた認定区域計画に対する都市再生促進税制の課税の特例措置について、3年間延長する。また、地方都市における事業区域面積要件の緩和を行う。
- ◆ **国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の延長 (所得税、法人税、個人住民税、法人住民税)**
 - 国家戦略特別区域法に基づく、認定区域計画に定められた特定事業の用に供するため、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置について、3年間延長する。

防災対策の推進

- ◆ **地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の延長 (固定資産税)**
 - 不特定多数の者が利用する施設等地震防災上の措置が必要な施設・事業等の管理・運営を行う個人・法人が、地震防災対策用資産を取得した場合の固定資産税の課税標準を軽減する措置について、適用期限を3年間延長する。

沖縄振興に関する施策の推進

- ◆ **沖縄路線航空機の航空機燃料税に係る所要の措置 (航空機燃料税)**
 - 沖縄県において、交通コストの低減により経済を牽引する観光と物流の振興を図るため、所要の激変緩和措置を講じた上で適用期限を5年間延長する。

政府系金融機関による資金繰り支援

- ◆ **新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の延長 (印紙税)**
 - 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者の租税負担の軽減を図るため、当該事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を1年間延長する。

ひとり親世帯の生活・暮らしへの支援

- ◆ **「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」における子育て世帯等への支援に係る非課税措置等 ☆ (所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定)**
 - 令和4年2月の支給対象見直しに伴い、主に離婚家庭等を対象として「支援給付金」(10万円限度)が新たに設けられたところ、その拡充分について非課税措置等を講ずる。

令和5年度 ども家庭庁関連の税制改正要望のうち 現在内閣府が所管しているもの

子ども・子育て支援の推進

◆結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長（贈与税）

- 直系尊属(贈与者)が、子・孫等(受贈者)名義の金融機関の口座等に結婚、妊娠・出産、子育てに必要な資金を拠出する際、この資金について、子・孫等ごとに一定額を非課税とする特例措置の適用期限を2年間延長する。なお、受贈者が50歳に達した場合等において、残高に贈与税が課されるときは、一般税率を適用する(※)。
(※令和5年4月以降に拠出した金額に係る残高に対する贈与税に適用)

◆企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の延長（固定資産税、都市計画税、事業所税）

- 企業主導型保育事業実施者の経済的負担を軽減し、もって本事業の安定的かつ継続的な実施を図るため、固定資産税・都市計画税の課税標準を減免する特例措置について、適用対象となる事業者の範囲を見直した上、その適用期限を1年間延長し、事業所税の課税標準を減免する特例措置について、適用期限を2年間延長する。

令和5年度税制改正要望結果

(参考資料)

令和4年12月
内閣府

目次①

【地方創生に関する施策の推進】

1. 国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の拡充・延長 …… 6ページ
2. 国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の延長 …… 7ページ

【防災対策の推進】

3. 地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の延長 …… 8ページ

【沖縄振興に関する施策の推進】

4. 沖縄路線航空機の航空機燃料税に係る所要の措置 …… 9ページ

【政府系金融機関による資金繰り支援】

5. 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の
非課税措置の延長 …… 10ページ

目次②

【ひとり親世帯の生活・暮らしへの支援】

6. 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」における子育て世帯等への支援に係る非課税措置等 11ページ

【子ども・子育て支援の推進】 ※こども家庭庁関連の税制改正要望のうち現在内閣府が所管しているもの

7. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長 12ページ

8. 企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の延長 ・ 13ページ

【その他】

従要望一覧・その他 14ページ

① 国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の拡充・延長

要望内容

国家戦略特別区域において、都市再生による国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、民間都市再生事業を定めた認定区域計画に対する都市再生促進税制の課税の特例措置について、2年間延長する。また、地方都市における事業区域面積要件の緩和を行う。(拡充)

現行制度

都市再生促進税制の課税の特例

国家戦略特別区域法に基づく国家戦略民間都市再生事業を定めた認定区域計画については、都市再生特別措置法に基づく民間都市再生事業計画の認定があったものとみなして、都市再生促進税制の課税の特例が受けられる制度。

【要件】

・事業区域面積要件: 1ha以上 など

税目	特定都市再生緊急整備地域	都市再生緊急整備地域
法人税 所得税	5年間割増償却: 5割	5年間割増償却: 2.5割
登録免許税	0.4% ⇒ 0.2%の軽減税率	0.4% ⇒ 0.35%の軽減税率
不動産取得税	課税標準1/2控除 ※1	課税標準1/5 ※1
固定資産税 都市計画税	課税標準を5年間 1/2に軽減 ※2	課税標準を5年間 3/5に軽減 ※2

※1: 上記を参酌基準とし、1/10~3/10(2/5~3/5)の範囲内で都道府県条例で定める割合を控除

※2: 上記を参酌基準とし、1/2~7/10(2/5~3/5)の範囲内で市町村条例で定める割合に軽減

()内は特定都市再生緊急整備地域内の場合

要望の目的

都市再生緊急整備地域等における、優良な民間都市開発プロジェクト(認定民間都市再生事業)による大都市・地方都市のまちづくりを推進するとともに、国家戦略特別区域において認定民間都市再生事業を推進することで、大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成によって、世界で一番ビジネスのしやすい環境の創出が図られることを目指している。

要望結果

○都市再生緊急整備地域(東京23区を除く)における**事業区域面積要件を原則1haから0.5haへ緩和**する。

○現行の措置を**3年間延長**する。(令和5年4月1日~令和8年3月31日)

※ 認定民間都市再生事業の施行に伴い取得する建築物等について、一部の要件を見直す。

② 国家戦略特区における民間の再開発事業のための土地等を譲渡した場合の特例措置の延長

要望内容

国家戦略特別区域法に基づく、認定区域計画に定められた特定事業の用に供するため、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置について、3年間延長する。

現行制度

土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例

国家戦略特区の認定区域計画に定められた都市計画法の特例などを活用して、公益的施設(バスターミナル等)を含む再開発事業の用に供するため、土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得の課税の特例(軽減税率)が受けられる制度。

税目	措置の内容
所得税	軽減税率15% ⇒ 10% (課税長期譲渡所得金額が2千万円を超える部分は15%)
住民税	軽減税率5% ⇒ 4% (課税長期譲渡所得金額が2千万円を超える部分は5%)
法人税	5%重課税の適用除外 (ただし、法人税の重課は令和5年3月31日まで停止中)

要望の目的

大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成によって、世界で一番ビジネスのしやすい環境の創出を図っていく必要がある。

要望結果

○ 現行の措置を**3年間延長**する。(令和5年1月1日～令和7年12月31日)

地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置について

不特定多数の者が利用する施設等地震防災上の措置が必要な施設・事業等の管理・運営を行う個人・法人が、緊急地震速報受信装置等の地震防災対策用資産を取得した場合の**固定資産税の軽減措置の適用期限を延長**する。

施策の背景・必要性

- 今後30年間に震度6弱以上の地震に見舞われる可能性がある地域は日本のほぼ全土であり、特に南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震は、発生確率や想定される被害の甚大性に鑑みても、その対策は急務である。
- これらの地震による甚大な被害を防止・軽減するためには、行政だけでなく事業者、地域住民等を巻き込んだ総合的な地震防災対策を強力に推進することが必要。そのため、各地の事業者が緊急地震速報受信装置等を整備することにより、事業者自体における被害の軽減を図ることが重要である。
- 特に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震については、令和3年12月に科学的に想定される最大クラスの地震を想定した被害想定が公表されるとともに、令和4年5月には、当該被害想定等を踏まえ、日本海溝・千島海溝地震特措法が改正されたことや、これに伴い同地震の防災対策を推進すべき地域が拡大されたことに鑑みれば、同地域においても引き続き特例措置を適用し緊急地震速報受信装置等の設置を促すことを通じて、より一層地震防災対策を推進する必要がある。

制度の概要及び要望の結果

【対象者】

- ①物品販売業を営む店舗(30人以上収容)、飲食店(30人以上収容)、病院、劇場、旅館その他不特定多数の者が出入りする施設又は事業を管理・運営する者
- ②石油類、火薬類、高圧ガス等の危険物の製造、貯蔵、処理若しくは取扱いを行う施設又は事業を管理・運営する者 等

【対象地域】

- ①南海トラフ地震防災対策推進地域
- ②日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域(R4の法改正を踏まえ拡大)
- ③首都直下地震緊急対策区域

【対象資産】

- ①緊急地震速報受信装置(これと同時に設置する専用の報知装置を含む。)
- ②緊急遮断装置(①と同時に設置する場合。)
- ③感震装置(①及び②と同時に設置する場合。)

【特例措置】

固定資産税の課税標準額を3年間2/3とする。

【適用期限】

令和5年3月31日 ⇒ **3年間延長(令和8年3月31日)**

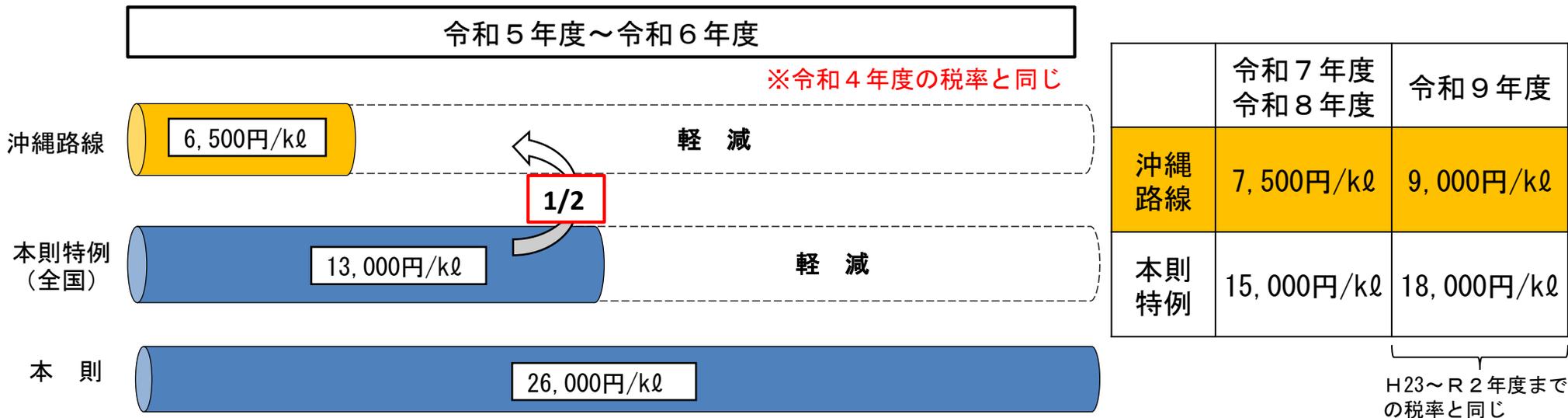


沖縄路線航空機の航空機燃料税に係る所要の措置

措置概要

沖縄路線に係る航空機燃料税を**本則特例の1/2**に軽減 ⇒ **5年間延長**

- 税率は本則特例18,000円/kℓ（沖縄9,000円/kℓ）に引き上げ（現行：本則特例13,000円/kℓ（沖縄6,500円/kℓ））
- ただし、激変緩和の観点から、**現行の税率を2年間維持**。その後段階的に引き上げ



※平成9年度に創設

※対象路線は、本土－沖縄島（那覇）、宮古島、石垣島、久米島、下地島を結ぶ各路線及び沖縄県の区域内を結ぶ全路線

従前の税率（令和4年度以前）

	平成23年度～ 令和2年度	令和3年度	令和4年度
沖縄路線	9,000円/kℓ	4,500円/kℓ	6,500円/kℓ
本則特例	18,000円/kℓ	9,000円/kℓ	13,000円/kℓ

1/2

◆新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の延長

[内閣府等(公的金融機関等)][金融庁主担、厚生労働省・農林水産省が共同要望(民間金融機関)]

【現状及び問題点】

○ 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者を対象として、公的金融機関等や民間金融機関が行う特別貸付けに際して作成される「消費貸借に関する契約書」で、令和5年3月31日までの間に作成されるものは、**印紙税を非課税**としている。

※新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条

○ 未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないなか、引き続き、影響を受けた事業者の資金繰り支援の強化を継続する必要がある。

【大綱の概要】 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を1年延長する。

【印紙税の非課税制度の概要】

【特別貸付制度】
通常より有利な条件を設定
(貸出金利・据置期間等)

公的金融機関等
民間金融機関

特別貸付け

影響を受けた事業者

特別貸付けに際して作成する
契約書の印紙税を非課税

令和5年3月31日まで

令和6年3月31日
まで延長

要望内容

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」における「子育て世帯への臨時特別給付」のうち、令和4年2月の支給対象見直しに伴い、主に離婚家庭等を対象として「支援給付金」（10万円限度）が新たに設けられたところ、その拡充分について非課税措置等を講ずる。

子育て世帯への臨時特別給付

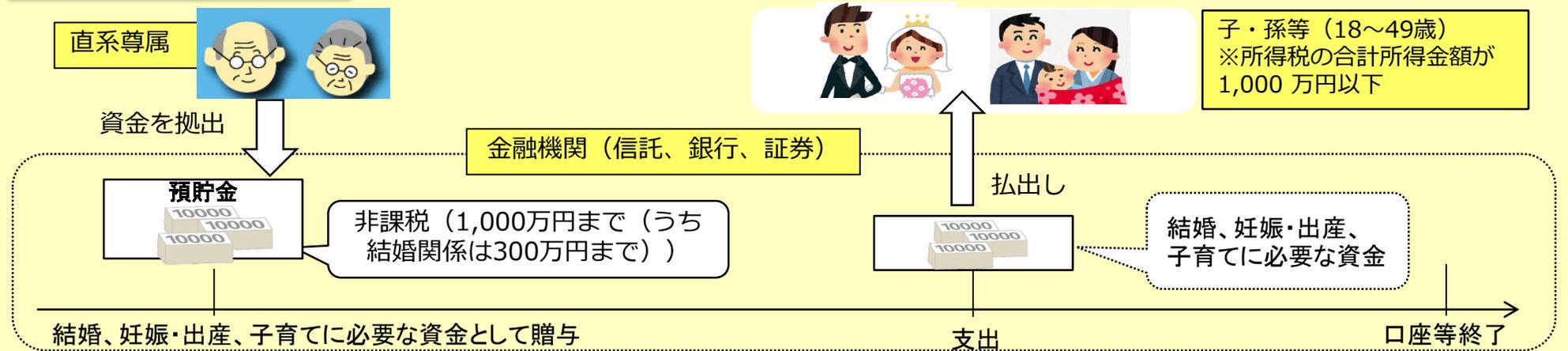
- 新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、児童を養育している者の年収が960万円以上（注1）の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子供たち（注2）に1人当たり10万円相当の給付を行う。
 - （注1）扶養親族等が児童2人と年収103万円以下の配偶者の場合の目安。
 - （注2）平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童。
- 自治体が地域の実情に応じて以下から選択し、実施。
 - ① 先行給付金（5万円）と追加給付金（5万円）の組合せ
 - ② 先行給付金（5万円）とクーポン給付（5万円相当）の組合せ
 - ③ 一括給付金（10万円）
- 離婚等したことにより給付金を受け取れていない方向けの支援給付金（10万円限度）の支給を行う。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長(令和5年度税制改正要望)

制度の概要

○直系尊属（贈与者）が、子・孫等（受贈者）名義の金融機関の口座等に、結婚、妊娠・出産、子育てに必要な資金を拠出する際、この資金について、子・孫等ごとに一定額を非課税とする。

制度のスキーム



資金使途

- 【結婚関係】・婚礼に係る費用
- ・家賃等に係る費用
- ・引越しに係る費用
- 【妊娠・出産、子育て関係】
- ・不妊治療に係る費用
- ・妊娠に係る費用
- ・出産に係る費用
- ・産後ケアに係る費用
- ・子の医療費に係る費用
- ・子の育児に係る費用

残高の課税

- ①期間中に贈与者が死亡した場合には、残高を贈与者の相続財産に加算。
- ②受贈者が50歳到達時に終了。残高は贈与税課税。

※令和5年4月以降に拠出した金額に係る残高に対する贈与税は、一般税率を適用する。

適用期限

平成27年4月1日から令和5年3月31日まで ⇒ **平成27年4月1日から令和7年3月31日まで に延長**

企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の延長

(固定資産税、都市計画税、事業所税)

1. 要望の背景

- 平成29年度税制改正においては、「待機児童解消加速化プラン」による平成29年度末までの保育の受け皿の整備目標を40万人から50万人に拡大したことを背景として、企業主導型保育事業の活用の促進を図るため、固定資産税等の課税標準の特例措置が講じられた。
- さらに「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）に基づき、平成29年6月に公表した「子育て安心プラン」を前倒しし、企業主導型保育事業の更なる活用を含め、令和2年度までに約32万人分の受け皿を整備することとしたことを受け、「子育て安心プラン」の目標期間である令和2年度末まで延長した。
- 「子育て安心プラン」後も引き続き各市町村において保育の受け皿を確保することとしており、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）においても、待機児童解消の観点から企業主導型保育施設は保育の受け皿となることから、令和3年度税制改正において、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の中間見直しが行われるまでの2年間延長した。
- 今般、企業主導型保育事業の定員数は概ね11万人が確保され、新たな整備は見込まれないが、企業主導型保育施設が安定的かつ継続的に運営されるためには、事業実施者（企業等）の経営基盤や財務状況が大きく影響することから、本特例措置を引き続き講じることにより、施設整備中で開所が令和5年度となる事業実施者についても経済的負担の軽減を図り、もって本事業の安定的かつ継続的に実施に繋げるものである。

2. 要望結果

- 企業主導型保育事業は税制上の特例措置を継続して講じることにより、新規に開所する施設の事業実施者の経済的負担の軽減を図ることで、本事業の継続的かつ安定的な実施に資することから、本税制措置のうち、固定資産税・都市計画税は適用期間を令和5年度末までの1年間の延長とし、事業所税は適用期間を令和6年度末までの2年間の延長とする。

<現行の特例措置の内容>

	課税標準の特例
固定資産税	課税標準が 価格の2分の1を参酌して、 3分の1～3分の2の範囲内で 市町村の条例で定める割合 ※助成を受けた後、5年間の時限措置
都市計画税	課税標準が 価格の2分の1を参酌して、 3分の1～3分の2の範囲内で 市町村の条例で定める割合 ※助成を受けた後、5年間の時限措置
事業所税	課税標準が価格の4分の1

<要望結果>

現行の特例措置においては、対象事業者等を

- 平成29年4月1日～令和5年3月31日（平成29年度～令和4年度）に企業主導型保育事業の最初に運営費の助成を受けた事業者等

としているところ、

- 固定資産税・都市計画税は適用対象となる事業者の範囲を見直した上、

平成29年4月1日～令和6年3月31日（平成29年度～令和5年度）

事業所税は

平成29年4月1日～令和7年3月31日（平成29年度～令和6年度）

に企業主導型保育事業の最初に運営費の助成を受けた事業者等とする。

従要望一覧

1. 鉄道の耐震対策に係る特例措置の見直し・延長（固定資産税）
2. 耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建築物に係る税額の減額措置の延長（固定資産税）
3. 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）
4. 港湾の耐震対策に係る特例措置の延長（法人税※・固定資産税）※すでに工事の契約を締結している民間事業者に対して引き続き特例を適用（経過措置）。
5. 熊本地震、平成30年7月豪雨及び令和2年7月豪雨に係る被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置及び被災代替家屋に係る税額の特例措置の拡充（固定資産税、都市計画税）
6. 熊本地震における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の廃止（固定資産税）
7. 平成30年7月豪雨における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の拡充（固定資産税）
8. 大きなリスクを取ったエンジェル投資・起業を促進するためのエンジェル税制の見直し（所得税、個人住民税）
9. 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長（所得税、法人税、法人住民税）

その他

- ◆ 特定非常災害に係る損失の繰越控除制度の見直し（所得税、個人住民税、個人事業税）
- 特定非常災害法上の特定非常災害による損失に係る雑損失及び純損失の繰越期間について、損失の程度や記帳水準に応じ、例外的に3年から5年に延長する措置を講ずる。

連絡先一覧

項目名	担当局・課	連絡先
1. 地方創生に関する政策の推進		
国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の拡充・延長	地方創生推進事務局 特区税制班	(直) 03-5510-2468
国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の延長	地方創生推進事務局 特区税制班	(直) 03-5510-2468
2. 防災対策の推進		
地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の延長	政策統括官（防災担当）付 参事官（調査・企画担当）付	(直) 03-3501-5693
3. 沖縄振興に関する施策の推進		
沖縄路線航空機の航空機燃料税に係る所要の措置	政策統括官（沖縄政策担当）付 企画担当参事官室	(直) 03-6257-1682
4. 政府系金融機関による資金繰り支援		
新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の延長	沖縄振興局調査金融担当参事官室	(直) 03-6257-1673
5. ひとり親世帯の生活・暮らしへの支援		
「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」における子育て世帯等への支援に係る非課税措置等	令和4年物価・賃金・生活総合対策世帯給付金及び令和3年経済対策世帯給付金等事業担当室	(直) 03-6910-2032
子ども・子育て支援の推進 ※こども家庭庁関連の税制改正要望のうち現在内閣府が所管しているもの		
結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長	子ども・子育て本部 参事官（少子化対策担当）付	(直) 03-6257-1463
企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の延長	子ども・子育て本部 企業主導型保育事業等担当室	(直) 03-6257-1697

※内閣府主要望項目のみ掲載